指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)の指定申請等について

【目次】

- 1 指定要件
- 2 指定申請
- 3 指定内容変更の届出、廃止の届出等
- 4 更新について
- 5 お問い合わせ先
 - 〇 提出書類一覧【病院・診療所】
 - 〇 提出書類一覧【薬局】
 - 〇 提出書類一覧【訪問看護事業者等】

1 指定要件

次の(1)の共通事項と、(2) \sim (4) のそれぞれの医療機関の種類に関する事項を満たした医療機関を指定します。

(1) 共通事項

- ① 「指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程」に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。
- ② 各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフの体制があること。

(2) 病院・診療所に関する事項

- ① 原則として、現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。
- ② 適切な標ぼう科が示されており、行う医療に応じて次の体制及び設備が整っていること。

担当しようとする医療	必要な体制及び設備
心、哔手包持	移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として
心臓移植	選定された施設
	心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を
心臓移植術後の抗免疫療法	有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施
	できる体制及び設備を有している施設
心臓脈管外科	心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備
腎臓	血液浄化療法に関する機器及び専用スペース
腎移植	腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置(機器)
 免疫	各診療科医師との連携により総合的なHIV感染に関する診療の
尤沒 ————————————————————————————————————	実施ができる体制および設備
	移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として
 肝臓移植	選定された施設であること又は「特掲診療科の施設基準等」(平
万丁加以不多有巨	成20年厚生労働省告示第63号)で定める生体部分肝移植術
	に関する施設基準を満たしている施設
	肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を
肝臓移植術後の抗免疫療法	有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施
	できる体制及び設備を有している施設

- ③ 指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が次の要件を満たすこと。
 - (ア) 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師である こと。

但し、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあっては、一定の場合(※)には専任の歯科医師でも構いません。

- ※ 一定の場合とは、当該指定自立支援医療機関において、障害の治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合。
- (イ) それぞれの医療の種類の専門科目につき、適切な医療機関(※)に おける研究、診療従事年数が医籍又は歯科医籍登録後、通算5年以上 あること。
 - ※ 適切な医療機関とは、大学専門教室(大学院を含む)、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を指します。
- (ウ) 担当する医療に応じて、次の事項を満たすこと。

担当しようとする医療	要件
心臓移植に関する医療	心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準に おける心臓移植経験者
心臓移植術後の抗免疫療法 に関する医療	心臓移植術後の抗免疫療法の臨床実績を有する者又は心臓 移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保 できる者
中枢神経に関する医療	これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象と している医療内容に関連性が認められること
腎臓に関する医療	血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上
腎移植に関する医療	腎移植に関する臨床実績が3例以上
肝臓移植に関する医療	生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績 が3例以上
肝臓移植術後の抗免疫療法 に関する医療	肝臓移植術後の抗免疫療法の臨床実績を有する者又は肝臓 移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保 できる者
小腸に関する医療	中心静脈栄養法20例以上、経腸栄養法10例以上の臨床経験
歯科矯正に関する医療	これまでの研究内容と、口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関 連が認められ、かつ5例以上の経験

(3)薬局に関する事項

- ① 複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であること。
- ② 十分な調剤実務経験(調剤薬局もしくは病院で1年以上)のある管理薬 剤師を有していること。
- ③ 通路、待合室など身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。
- ④ 新規開局する保険薬局においては、管理者(管理薬剤師)が過去に他の 指定自立支援医療機関において、管理者としての経験を有している実績が あり、かつ、十分な調剤実務経験(調剤薬局もしくは病院で1年以上)の 有る薬剤師を有していること。また、通路、待合室など身体障害に配慮し た設備構造等が確保されていること。

(4) 訪問看護事業者等に関する事項

- ① 原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っていること。
- ② 「指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程」に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために必要な職員を配置していること。

2 指定申請

(1)申請書類

医療機関の種類に応じて、次に示す書類を提出してください。

【病院・診療所の申請】

「提出書類一覧(病院・診療所)」①を参照ください。

【薬局の申請】

「提出書類一覧(薬局)」①を参照ください。

【訪問看護事業者等の申請】

「提出書類一覧(訪問看護)」①を参照ください。

(2)申請窓口

医療機関所在地の府保健所福祉課

(3)提出期限

【病院・診療所の指定】 1月,4月,7月,10月の各月末日締切

(閉庁日の場合は翌開庁日)

病院・診療所の指定には京都府社会福祉審議会身体障害者福祉専門部会及び 同審査部会の審議を経る必要があります。審査部会は原則として年4回、2月・ 5月・8月・11月の最終月曜日に開催されています。審議の結果、適当と認 められれば審査部会開催の翌月1日付けで指定となります。

審議を受けるためには、申請は各審議会開催月の前月末日までに行う必要があります。

【薬局、指定訪問看護事業者等の指定】 <u>毎月15日締切</u>

(閉庁日の場合は翌開庁日)

薬局、指定訪問看護事業者等については京都府で審査を行います。適当と認められれば、原則として、提出日の翌月1日以降付けで指定を行います。ただし、提出が15日を過ぎていた場合、翌々月1日以降の指定となります。

3 指定内容変更の届出、廃止の届出等

(1)申請等が必要な場合

指定医療機関は、次のいずれかに該当するときは、申請(届出)をする 必要があります。

【病院・診療所】

- ・担当している医療を変更しようとするとき
- ・医療機関の名称、所在地の変更があったとき
- ・開設者の住所、氏名、生年月日及び職名または名称の変更があったとき
- ・標ぼうしている診療科名のうち、担当している自立支援医療の種類に関係 があるものに変更があったとき
- ・自立支援医療を主として担当する医師または歯科医師に変更があったとき
- ・自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要に変更があったとき
- ・医療機関を休止、廃止、または再開したとき
- ・医療法(昭和23年法律第205号)第24条、第28条または第29条 に規定する処分を受けたとき
- ・指定を辞退しようとするとき

【薬局】

- ・薬局の名称、所在地の変更があったとき
- ・開設者の住所、氏名、生年月日及び職名または名称に変更があったとき
- ・調剤のために必要な設備及び施設の概要に変更があったとき
- ・管理薬剤師を変更したとき
- ・薬局を休止、廃止、または再開したとき
- ・薬事法(昭和35年法律第145号)第72条第4項または第75条第1 項に規定する処分を受けたとき
- ・指定を辞退しようとするとき

【訪問看護事業者等】

- ・指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地に変更があったとき
- ・指定訪問看護事業者等の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名に変更が あったとき
- ・訪問看護ステーション等の名称および所在地に変更があったとき
- ・職員の定数に変更があったとき

- ・訪問看護ステーション等を休止、廃止または再開したとき
- ・健康保険法第95条または介護保険法第77条第1項に規定する処分を受けたとき
- ・指定を辞退しようとするとき

※開設者の変更等により保険医療機関コードが変更となる場合は、一度廃止 届を提出いただき、新たに指定申請をおこなってください。

(2)申請(届出)書類

申請(届出)にはそれぞれ必要な書類が定められています。

【病院・診療所の申請(届出)】

「提出書類一覧(病院・診療所)」②を参照ください。

【薬局の申請(届出)】

「提出書類一覧(薬局)」②を参照ください。

【訪問看護等事業者の申請(届出)】

「提出書類一覧(訪問看護)」②を参照ください。

(3)申請(届出)窓口

医療機関所在地の府保健所福祉課

(4)提出期限

変更後すみやかに提出ください。

- ※病院・診療所の担当する医療の追加及び医師の変更につきましては、新規申請と同じく京都府社会福祉審議会身体障害者福祉専門部会及び同審査部会の審議を経る必要があるため、審議会開催月の前月末までに提出ください。
- ※今後自立支援医療を行わないために指定を辞退されたい場合は、辞退しようとする日のひと月前までに辞退届を提出してください。

4 更新について

指定自立支援医療機関の指定の効力は指定の日から6年です。<u>指定の効力を失う前に、すべての指定自立支援医療機関は更新の申請を行う必要があります。</u> 指定の効力は最初の指定の日から6年ですので、変更届出書を提出した日や、 それに関わる指定の日ではないことにご注意ください。

また、更新申請書では変更の届出を行うことはできません。更新の際に、もし変更申請書又は変更届出書が提出されていない変更があった場合、同時に変更申請書又は変更届出書も提出してください。

(1)申請書類

【病院・診療所の申請】

「提出書類一覧(病院・診療所)」③を参照ください。

【薬局の申請】

「提出書類一覧(薬局)」③を参照ください。

【訪問看護等事業者の申請】

「提出書類一覧(訪問看護)」③を参照ください。

(2)申請窓口

医療機関所在地の府保健所福祉課

(3)提出期限

指定の効力が失われる月の15日または効力が失われる日の前日のいず れか早い方の日(閉庁日の場合は翌開庁日)

※ 京都府から更新申請のお知らせを送付する予定です。

5 お問い合わせ先

お問い合わせは所管の府保健所もしくは障害者支援課までお願いします。

受付窓口	所在地	電話番号	所管市町村
乙訓保健所 福祉課	〒617-0006 向日市上植野町馬立8	075-933-1154	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北保健所福祉課	〒611-0021 宇治市宇治若森7番地の6	0774-21-2193	宇治市、城陽市、八幡市、京田 辺市、久御山町、井手町、宇治 田原町
山城南保健所 福祉課	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1	0774-72-0979	木津川市、笠置町、和東町、精 華町、南山城村
南丹保健所福祉課	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ 木21	0771-62-0361	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西保健所福祉課	〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91 番地	0773-22-5766	福知山市
中丹東保健所 福祉課	〒624-0906 舞鶴市字倉谷1350-23	0773-75-0856	舞鶴市、綾部市
丹後保健所 福祉課	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4302	宮津市、京丹後市、与謝野町、 伊根町
障害者支援課 福祉サービ ス・障害児支 援係	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町 西入薮ノ内町	075-414-4596	

し 提出書類一覧【病院・診療所】

提出種別	提出書類	
	指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)指定(変更)申請書(病院又は診療所用)(様式1-1)	
新規指定申請共通	主として担当する医師の経歴書(別紙1)	
	自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要(別紙2)	
	研究内容に関する証明書(別紙3)	
	学位取得の場合、学位記の写し	
	医師又は歯科医師免許証の写し	
	関係学会の加入を証明するものの写し	
	論文の写し	
	〇心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書(主たる医師)(別紙 6)	
心臓移植術後の抗免疫療法	〇心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書(連携機関の医師)(別紙7)	
	上記のうちのいずれか一つ	
腎臓	人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書(別紙4)	
腎移植	腎移植に関する臨床実績証明書(別紙10)	
小腸	中心静脈栄養法等に関する臨床実績証明書(別紙5)	
	〇肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書(主たる医師)(別紙8)	
肝臓移植術後の抗免疫療法	〇肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書(連携機関の医師)(別紙9)	
	上記のうちのいずれか一つ	
歯科矯正	口蓋裂の歯科矯正に関する臨床実績証明書(別紙11)	
旦当医療の種類の変更または追加	新規指定申請と同様	
変更届出共通	指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)変更届出書(病院又は診療所用)(様式2-1)	
医療機関の所在地の変更	自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要(別紙2)	
医療機関の名称の変更		
	添付書類なし	
開設者の住所の変更	1	
	新規指定申請共通 心臓移植術後の抗免疫療法 腎臓 腎移植 小腸 肝臓移植術後の抗免疫療法 歯科矯正 当医療の種類の変更または追加 変更届出共通 医療機関の所在地の変更 医療機関の名称の変更 医療機関の名称の変更 開設者の氏名、生年月日及び職名又は名称 の変更	

		標ぼうしている診療科目のうち、担当して いる自立支援医療の種類に関係があるもの に変更があったとき		
		自立支援医療を行うための設備及び体制の 変更	自立支援医療を行うために必	要な体制及び設備の概要(別紙2)
		主として担当する	医師又は歯科医師の変更	主として担当する医師の経歴書(別紙1)
		医師又は歯科医師の変更	共通	自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要(別紙2)
				研究内容に関する証明書(別紙3)
				学位取得の場合、学位記の写し
				医師又は歯科医師免許証の写し
				関係学会の加入を証明するものの写し
				論文の写し
			心臓移植術後の抗免疫療法	〇心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書(主たる医師)(別紙6)
				〇心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書(連携機関の医師)(別紙7)
				上記のうちのいずれか一つ
			腎臓	人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書(別紙4)
			腎移植	腎移植に関する臨床実績証明書 (別紙 1 O)
			小腸	中心静脈栄養法等に関する臨床実績証明書(別紙5)
				〇肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書(主たる医師) (別紙8)
			肝臓移植術後の抗免疫療法	〇肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書(連携機関の医師)(別紙9)
				上記のうちのいずれか一つ
			歯科矯正	口蓋裂の歯科矯正に関する臨床実績証明書(別紙11)
	医療	機関を休止・廃止・再開したとき		
	法に規定する処分を受けたとき 指定を辞退しようとするとき		指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)休止・廃止・再開・辞退等届出書(様式4)	
③ 更		更新申請共通	指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)更新申請書(病院又は診療所用)(様式3-1)	
新申請		自立支援医療を行うための体制及び設備に 変更があった場合	自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要(別紙)	

〇 提出書類一覧【薬局】

提 出 種 別		提 出 種 別	提出書類
1		新規指定申請	指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)指定申請書(薬局用)(様式1-2)
新			経歴書(管理薬剤師)(別紙1)
規指			調剤のために必要な設備・施設の概要(別紙2)
定			薬局開設許可書の写し
申			薬局開設許可申請書に添付した店舗平面図の写し(出入り口幅の寸法を記載)
請			薬剤師免許証の写し
		変更届出共通	指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)変更届出書(薬局用)(様式2-2)
		薬局の名称の変更	薬局開設許可書の写し
		薬局の所在地の変更	調剤のために必要な設備・施設の概要(別紙2)
2			薬局開設許可書の写し
② 変 更、			薬局開設許可申請書に添付した店舗平面図の写し(出入り口幅の寸法を記載)
史、		開設者氏名、生年月日及び職名又は名称の変更	 添付書類なし
廃		開設者の住所の変更	
上等		 調剤のために必要な設備・施設の概要に変更があったとき	指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)変更届出書(薬局用)(様式2-2)
の			調剤のために必要な設備・施設の概要(別紙2)
届出		管理薬剤師の変更	経歴書(管理薬剤師)(別紙1)
Д			薬剤師免許証の写し
	医療機関を休止・廃止・再開したとき		指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)休止・廃止・再開・辞退等届出書(様式4)
	法に規定する処分を受けたとき		
	指定を辞退しようとするとき		
③ 更 新	更新申請共通		指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)更新申請書(薬局用)(様式3-2)
申請		調剤のために必要な設備・施設の概要に変更があったとき	調剤のために必要な設備・施設の概要(別紙)

〇 提出書類一覧【訪問看護】

	提 出 種 別	提出書類	
①新規指定申請	新規指定申請	指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)指定申請書(指定訪問看護事業者等用)(様式1-3)	
		訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス(介護保険 法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)に従事する職員の定数(別紙)	
	変更届出共通	指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)変更届出書(指定訪問看護事業者等用)(様式2-3)	
	訪問看護ステーション等の名称の変更		
	訪問看護ステーション等の所在地の変更		
② 変	訪問看護事業者等の名称の変更	添付書類なし	
更、	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地の変更		
廃止	訪問看護事業者等の代表者の氏名、生年月日、住所及び 職名の変更		
第 届 出		訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス(介護保険 法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)に従事する職員の定数(別紙)	
	医療機関を休止・廃止・再開したとき		
	法に規定する処分を受けたとき	指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)休止・廃止・再開・辞退等届出書(様式4)	
	指定を辞退しようとするとき		
③ 更	更新申請共通	指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)更新申請書(指定訪問看護事業者等用)(様式3-3)	
更新申請		訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス(介護保険 法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)に従事する職員の定数(別紙)	